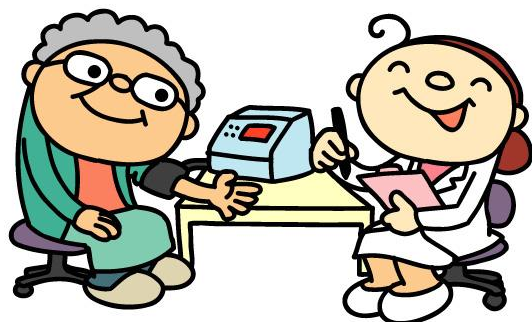


# 第5 成人保健事業



## 1 健康診査事業

### (1) 市民健康診断

#### ア 目的

市民健康診断は、特定健康診査や後期高齢者健康診査の対象とならない市民に対して特定健康診査と同様の健康診断を実施することにより、生活習慣病等の疾患又はその危険因子を早期に発見し、栄養や運動等の生活指導や適切な治療と結びつけることにより、若い世代からこれらの疾患等を予防することを目的とする。

#### イ 根拠・関連法令

入間市健康福祉センター条例第12条、健康増進事業実施要領

#### ウ 対象

16歳以上40歳未満の市民であって、職場等において健診を受診する機会のない者

#### エ 対応者

委託先・・・一般社団法人 入間地区医師会（集団健診）

#### オ 内容

問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、尿検査、心電図検査、貧血検査、肝機能検査、生化学検査、腎機能検査、血糖検査

#### カ 実績

受診状況

単位：人

年度	区分	受診者数
26		333
27		357

#### キ 事業の経過

平成15年度の健康福祉センター開設に併せて開始しました。

#### ク まとめ

受診者数は、平成26年度に比べやや増加しています。若い世代からの生活習慣病等の予防に役立つ事業であるため、受診者数の増加をめざして引き続き周知を図る必要があると考えます。

### (2) 肝炎ウイルス検診

#### ア 目的

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、市民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関を受診することにより、肝炎による健康障害を回避し、症状を軽減するとともに、進行を遅延させることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第1項第3号、健康増進事業実施要領、肝炎ウイルス検診等実施要領、肝炎ウイルス検診事業実施要綱（平成14年入間市告示第124号）

ウ 対象

(ア) 前年度の末日までに満40歳以上の年齢に達した市民で、過去に肝炎検診又は肝炎検診に相当する検査を受診したことがない者

(イ) 当該年度に受診した高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく特定健康診査又は特定健康診査に相当する健康診断において肝機能検査の数値に異常が見られた市民

エ 対応者

委託先・・・一般社団法人 入間地区医師会（個別健診及び集団健診）

オ 内容

問診、C型肝炎ウイルス検査、HBs抗原検査

カ 実績

受診状況

単位：人

年度	区分	内容	受診者数
26		節目検診（40歳）	14
		節目外検診（41歳以上）	392
		計	406
27		節目検診（40歳）	11
		節目外検診（41歳以上）	316
		計	327

キ 事業の経過

平成14年度からC型肝炎等緊急総合対策の一環として老人保健事業の基本健康診査の対象者に対して、基本健康診査と同時受診で、5か年計画で実施しました。

平成19年度においても、対象者を変更し引き続き実施しました。

平成20年度から、医療制度改革に伴う制度改正により、基本健康診査が廃止され、単独の検診として実施しました。

ク まとめ

受診者数は、前年度に比べ、減少しました。引き続き、国や県等の取り組みも踏まえつつ、未受診者に対するより一層の周知や受診促進のための取り組みを継続していく必要があると考えます。

### (3) 骨粗しょう症検診

#### ア 目的

骨粗しょう症は骨折等の基礎疾患となり、加齢により症状が進むことから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗しょう症を予防することを目的とする。

#### イ 根拠・関連法令

健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第1項第2号、健康増進事業実施要領

#### ウ 対象

4月1日現在で満40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性市民であって、職場等において検診を受診する機会のない者

#### エ 対応者

委託先・・・一般社団法人 入間地区医師会（集団健診）

#### オ 内容

問診、骨量測定

#### カ 実績

受診状況

単位：人

年度	区分	受診者数	異常なし	要指導	要精密検査
26		494	250	91	153
27		363	166	71	126

#### キ 事業の経過

平成18年度から骨粗しょう症検診を実施しました。

#### ク まとめ

受診者数は、前年度に比べ減少しました。今後も周知方法等を工夫し、受診者数増加の取り組みを継続していく必要があると考えます。

### (4) 成人歯科検診

#### ア 目的

歯周疾患の早期発見及び健康の保持増進に資することを目的とする。

#### イ 根拠・関連法令

健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第1項第1号、健康増進事業実施要領

#### ウ 対象

4月1日現在で満40歳、50歳、60歳及び70歳の市民であって、現在、歯科治療を行っていない者

#### エ 対応者

委託先・・・入間市歯科医師会（個別健診）

オ 内容

問診、う歯等の有無の確認、歯肉の状況、口腔清掃状況、歯石の付着状況、  
動揺度検査

カ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	受診者数	受診率 (%)	異常なし	要観察	要医療
26	1,032	11.89	109	37	886
27	950	11.33	78	32	840

キ 事業の経過

平成8年度から成人歯科検診を開始しました。

平成9年度から対象者に60歳を追加して実施しました。

平成16年度から対象者に70歳を追加して実施しました。

ク まとめ

受診者数は、前年度に比べ減少しました。今後は受診者数の増加を図る周知等の取  
り組みの必要があると考えます。

また、要医療となる者の割合が高く、歯周疾患予防の啓発が必要であると考えます。

(5) 人間ドック

ア 目的

任意の健診として、詳細な検査を多項目にわたり行うことにより、病気の早期発見  
と生活習慣病の予防及び自主健康管理に役立てることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

入間市健康福祉センター条例第12条

ウ 対象

28歳以上の者

エ 対応者

委託先・・・一般社団法人 入間地区医師会（集団健診）

オ 内容

問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、血液検査、肺機能検査、心電図検査、眼  
底・眼圧検査、腹部超音波検査、胸部・胃部レントゲン撮影、便潜血検査、尿検査、  
骨密度測定など

カ 実績

受診状況

単位：人

年度	区分	受診者数
26		753
27		742

キ 事業の経過

平成15年度の健康福祉センター開設に併せて開始しました。

ク まとめ

受診者数は、前年度に比べ微減していますが、受け入れ枠に限界があり、今後の伸びは期待できないところです。しかし、人間ドック受診者の循環器疾患やがん等の予防に役立っているため、今後は個別での受診機関の利用も含め、受診者数の増加をめざして引き続き周知を図る必要があると考えます。

## 2 国民健康保険事業

### (1) 特定健康診査

ア 目的

内臓脂肪の蓄積に起因する高血圧症、脂質異常症、糖尿病等の生活習慣病等の疾患又はその危険因子の早期発見及び医療費の伸びを抑制することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

高齢者の医療の確保に関する法律

ウ 対象

40歳以上74歳以下の入間市国民健康保険被保険者

エ 対応者

委託先・・・一般社団法人 入間地区医師会、入間市健康福祉センター

オ 内容

問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、尿検査、心電図検査、貧血検査、肝機能検査、生化学検査、腎機能検査、血糖検査、眼底検査（医師が必要と判断した場合）

カ 実績

法定報告値

年度	区分	対象者	受診者	受診率	前年度対比 受診率増減
25		29,393人	10,583人	36.0%	
26		29,303人	11,299人	38.6%	2.6ポイント

キ 事業の経過

平成20年度から事業実施しました。平成24年度に保険年金課から健康福祉課へ事務移管しました。

平成20年度に第1期特定健康診査等実施計画を策定しました。平成25年度に第2期特定健康診査等実施計画を策定しました。

ク まとめ

受診者数は、前年度に比べ増加しました。

平成27年度は、受診率の向上対策として、試験的に2日間の日曜健診を健康福祉センターにて実施しました。市内指定医療機関（個別健診）で土・日曜日や平日18時まで特定健康診査を受診できる環境は整っていますが、アンケートから認知度が低く周知が必要であると分かりました。

未受診者対策や普及啓発、健診キャンペーン等を実施し、今後も受診率向上に向けた取り組みを継続していきます。

(2) 特定保健指導

ア 目的

内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者自身が特定健康診査の結果を理解し、身体の変化に気づき、自らの生活習慣を振り返り、生活習慣を改善するための行動目標が設定でき、自らが実践し、自らの健康に関するセルフケア（自己管理）ができるようになることを目指す。

イ 根拠・関連法令

高齢者の医療の確保に関する法律

ウ 対象

特定健康診査受診者（入間市国保）

(1) 情報提供：特定健康診査全受診者

(2) 動機付け支援：下表のとおり

(3) 積極的支援：下表のとおり

腹囲	追加リスク	④喫煙歴	対象	
	①血糖②脂質③血圧		40-64歳	65-74歳
≥85cm（男性） ≥90cm（女性）	2つ以上該当	/	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり なし		
上記以外で BMI ≥ 2.5	3つ該当	/	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり なし		
	1つ該当	/		

※糖尿病、高血圧症または脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している人を除く。

エ 対応者（事業従事者）

保健師、管理栄養士、健康運動指導士、健康運動実践指導者

オ 内容

（１）情報提供

年１回、特定健康診査の結果返却と同時に実施。

健診結果の見方、生活習慣の基本的知識、社会資源の紹介

（２）動機付け支援

「結果を出す！からだスッキリ健康教室」として実施。原則１回の支援と、  
６か月後に最終評価を実施。

（３）積極的支援

「結果を出す！からだスッキリ健康教室」として実施。３ヶ月以上の継続的  
な支援を、合計１８０ポイント以上実施。６か月後に最終評価を実施。

※「結果を出す！からだスッキリ健康教室」は３コースを設定。複数コースへの参加  
を可能とし、会場は健康福祉センター及び各地区公民館で実施。

①血管いきいきコース～血管年齢を測って改善！～

②内臓脂肪が減る！ヘルシー食生活コース

③気になるところを！シェイプアップコース

カ 実績

法定報告値

単位：人

	平成２５年度			平成２６年度			前年度 対 比
	対象者 ①	終了者 ②	実施率 ②÷①	対象者 ③	終了者 ④	実施率 ④÷③	実施率 増 減
動機付け 支援	949	74	7.8%	931	67	7.2%	△0.6 ポイント
積極的 支 援	297	7	2.4%	284	10	3.5%	1.1 ポイント

キ 事業の経過

特定健康診査事業に準じる。

ク まとめ

対象者には、個別に利用券を送付し、未利用の者に対し利用勧奨通知を発送しまし  
た。しかしながら、実施率は伸びず、目標値及び県内市町村平均を下回りました。

特定保健指導による適切な介入により、検査値の改善効果や医療費の適正化効果が  
期待できることから、利用率を上げることが急務です。平成２７度から教室の内容を  
見直し、利用率向上に努めました。希望に合わせて３コースに分け、教室名等につい  
ても興味を引くよう工夫をしたことで、参加者が増加しました。また、会場について  
も参加しやすいように健康福祉センターに加え各地区公民館で実施しました。



### (3) 人間ドック・脳ドック助成事業

#### ア 目的

人間ドック及び脳ドック受検に要した費用の助成を行い、健康の保持増進を図ることを目的とする。

#### イ 根拠・関連法令

入間市国民健康保険人間ドック等助成に関する要綱

#### ウ 対象

入間市国民健康保険に加入している30歳以上の者

#### エ 対応者

委託先・・・市内指定医療機関6施設、入間市健康福祉センター

#### オ 内容

人間ドック及び脳ドックとも助成額2万8000円

#### カ 実績

受診状況 (センター及び市内医療機関の受検の合算) 単位：人

年度	区分	人間ドック受診者数	脳ドック受診者数
26		2,109	474
27		2,057	425

#### キ 事業の経過

昭和59年度より事業実施しました。平成15年度より現行へ改定し、平成24年度より保険年金課から健康福祉課へ事務移管しました。

#### ク まとめ

受検者数は、前年度に比べ人間ドック・脳ドックともに減少となりました。

### (4) 重複・頻回受診者適正化事業

#### ア 目的

医療費適正化の一環として、入間市国民健康保険加入者のレセプト医療情報を活用し、重複・頻回受診者に対して情報提供及び保健指導を行うことで、医療費の適正化をはかり、良質かつ効果的な医療を確保する。

#### イ 根拠・関連法令

国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針

#### ウ 対象

40～74歳の入間市国民健康保険加入者のうち、重複受診者または頻回受診者に該当する者

- ・重複受診者・・・医科のレセプトが4枚以上ある者
- ・頻回受診者・・・医科のレセプトが20日以上ある者

※除外条件あり

エ 対応者

保健師

オ 内容

かかりつけ医の普及、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進、家庭での療養方法、生活習慣改善指導、健康相談・健康教室等参加勧奨、社会資源紹介、重複服薬について指導 など

カ 実績

単位：人

区分 年度	通知	訪問	来所	電話	その他
26	20	1	0	1	0
27	0	0	0	0	3

キ 事業の経過

平成20年度より、保健師に併任がかかり、保険年金課事業として実施しています。

ク まとめ

平成26年度より、実施方法を一部変更し、対象者のレセプト情報に合わせ、通知及び訪問等による指導を実施しました。重複受診者・頻回受診者とも、指導対象者となる者が少なく、そのほとんどが適正受診でした。医療費はその時の症状や検査・処置等に左右されるため、指導による医療費削減効果の検証は難しいですが、健康づくりの動機づけの一助とすることは出来たと思います。

### 3 後期高齢者医療保険事業

#### (1) 後期高齢者健康診査

ア 目的

特定健康診査と同様の健診を実施することにより、糖尿病等の生活習慣病の予防等、個人の健康管理に役立てることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

高齢者の医療の確保に関する法律

ウ 対象

75歳以上の後期高齢者医療保険加入者

65歳から75歳未満で一定の障害があり、埼玉県広域連合の認定を受けた者

エ 対応者

委託先・・・一般社団法人 入間地区医師会、入間市健康福祉センター

オ 内容

問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、尿検査、心電図検査、貧血検査、血中脂質検査、肝機能検査、生化学検査、腎機能検査、血糖検査、眼底検査（医師が必要と判断した場合）

カ 実績 単位：人

年度	区分	受診者数
26		4,524
27		4,833

キ 事業の経過

後期高齢者医療保険の制度の始まった平成20年度から事業実施しました。平成24年度より高齢者福祉課から健康福祉課へ事務移管しました。

ク まとめ

高齢化により対象者数は年々増加しています。それに伴って受診者数も増えていきます。

(2) 人間ドック・脳ドック助成事業

ア 目的

人間ドック及び脳ドック受検に要した費用の助成を行い、健康の保持増進を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

入間市後期高齢者医療被保険者人間ドック等助成に関する要綱

ウ 対象

埼玉県後期高齢者医療に加入している者

エ 対応者

委託先・・・市内指定医療機関6施設、入間市健康福祉センター

オ 内容

人間ドック及び脳ドックとも助成額2万8000円

カ 実績

受診状況（センター及び市内医療機関の受検の合算） 単位：人

年度	区分	人間ドック受診者数	脳ドック受診者数
26		329	88
27		395	103

キ 事業の経過

平成20年度より埼玉県後期高齢者医療制度の開始に伴い事業実施しました。平成24年度より高齢者福祉課から健康福祉課へ事務移管しました。

ク まとめ

受検者数は、前年度に比べ増加しました。今後、高齢者人口の増加に伴い、更に増加することが予想されます。

## 4 がん検診

### (1) 胃がん検診

ア 目的

胃がんは我が国のがんの中でも死亡率の高いがんであり、これを早期に発見し治療に結びつけることは、がん予防対策上重要な課題である。このため、胃がんを早期に発見することによって、胃がんの予防を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

入間市健康福祉センター条例第12条、健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第1項第6号、健康増進事業実施要領、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針

ウ 対象

16歳以上の市民であって、職場等において検診を受診する機会のない者

エ 対応者

委託先・・・一般社団法人 入間地区医師会（集団健診）

オ 内容

問診、胃部エックス線検査

カ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	年齢	受診者数	受診率 (%)	異常なし	その他の 疾患	要精検
26	16～29歳	9	0.02	7	2	0
	30歳以上	2,988	6.64	1,227	1,671	90
	計	2,997	5.22	1,234	1,673	90
27	16～29歳	6	0.08	4	2	0
	30歳以上	3,007	6.16	1,394	1,541	72
	計	3,013	5.25	1,398	1,543	72

## キ 事業の経過

昭和41年度から検診を開始しました。

平成15年度から埼玉県健康づくり事業団によるバス検診と健康福祉センターでの集団健診を実施しました。

平成19年度からバス検診を廃止し、健康福祉センターでの集団健診のみ実施しました。

## ク まとめ

受診者数は、前年度に比べ微増であり、受診率は横這いです。

近年、がん予防への意識の高まりは感じられていますので、今後も受診者数の維持・増加の取り組みを継続していくほか、受診者の高齢化に考慮する必要があると考えます。

## (2) 乳がん検診

### ア 目的

乳がんの罹患率及び死亡率は、年々増加している。乳がんは、早期に発見し、治療を行えば予後は良好であり、乳房の温存による生活の質の維持・向上が期待される。このため、乳房に発生するがんを早期に発見することによって、乳がんの予防を図ることを目的とする。

### イ 根拠・関連法令

健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第1項第6号、健康増進事業実施要領、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針、がん検診推進事業実施要綱

### ウ 対象

40歳以上の女性市民であって、職場等において検診を受診する機会のない者

### エ 対応者

委託先・・・一般社団法人 入間地区医師会（個別健診及び集団健診）

### オ 内容

問診、視診、触診、乳房エックス線検査

### カ 実績

受診状況

単位：人

年度	区分	受診者数	受診率 (%)	異常なし	その他の疾患	要精検
26		5,241	18.67	3,713	1,094	434
27		5,344	18.66	3,744	1,171	429

## キ 事業の経過

昭和50年度から検診を開始しました。

平成5年度から個別健診を開始しました。

平成17年度にがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針が改定され、乳房エックス線検査が必須検査となったことに併せ、対象者の年齢を同指針に準拠し、30歳以上から40歳以上として実施しました。

平成21年度から女性特有のがん検診推進事業実施要綱が制定され、国の補助制度により40歳・45歳・50歳・55歳・60歳の者に乳がん検診無料クーポン券及び手帳を送付、受診を促進しました。平成23年度から平成25年度は、がん検診推進事業として継続実施しました。なお、平成26年度からは働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業として対象者に変更がありながらも継続実施しました。

## ク まとめ

受診者数は前年度と比べ微増しました。がん検診推進事業の継続やピンクリボン運動などへの関心の高まりなどを追い風として、引き続き周知等を通じて受診者数の増加に努めたいと考えます。

## (3) 子宮頸がん検診

### ア 目的

子宮がんは早期治療を行えばほとんど治癒することから、早期発見は重要である。子宮頸がん検診は、子宮頸部及び体部に発生するがんを早期に発見することによって、子宮がんの予防を図ることを目的とする。

### イ 根拠・関連法令

健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第1項第6号、健康増進事業実施要領、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針、がん検診推進事業実施要綱

### ウ 対象

20歳以上の女性市民であって、職場等において検診を受診する機会のない者

### エ 対応者

委託先・・・一般社団法人 入間地区医師会（個別健診）

### オ 内容

問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診、必要に応じてコルポスコープ検査。

問診の結果、最近6月以内に不正性器出血（一過性の少量の出血、閉経後出血等）、月経異常（過多月経、不規則月経等）、褐色帯下のいずれかの症状を有していたことが判明した者に対しては、本人が同意する場合には、子宮頸部がん検診に引き続き子宮体部の細胞診を実施。

カ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	受診者数	受診率 (%)	異常なし	その他の疾患	要精検
26	6,509 (3,486)	19.58	4,094	2,281	134
27	6,114 (3,442)	18.31	3,838	2,146	130

(カッコ内 子宮体がん受診者数)

キ 事業の経過

昭和51年度から検診を開始しました。

平成3年度から個別健診のみに変更しました。

平成17年度にがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針が改定され、子宮体部の細胞診が選択実施となったことに併せ、対象者の年齢を同指針に準拠し、30歳以上から20歳以上として実施しました。

平成21年度から女性特有のがん検診推進事業実施要綱が制定され、国の補助制度により20歳・25歳・30歳・35歳・40歳の者に子宮がん検診無料クーポン券及び手帳を送付、受診を促進しました。平成23年度から平成25年度は、がん検診推進事業として継続実施しました。なお、平成26年度からは働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業として対象者の変更がありながらも継続実施しました。

ク まとめ

受診者数は前年度と比べ減少しました。子宮頸がんが増加している40歳未満の若年層を含め、今後も受診者数の維持・増加の取り組みを強化継続していく必要があると考えます。

(4) 肺がん・結核検診

ア 目的

肺がんは、我が国のがんによる死亡原因の1位であり、肺がんの予防はがん予防対策上重要な課題であり、その二次予防として、肺がんを早期に発見することによって、肺がんの予防を図ることを目的とする。

また、結核についても、現在なお我が国最大の感染症の一つであり、特に高齢者の結核罹患率は若年者に比して極めて高く、既感染率がほぼ半数に達することから、定期検診による結核感染を早期に発見することによって、結核感染の予防を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第1項第6号、健康増進事業実施要領、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2

ウ 対象

16歳以上の市民であって、職場等において検診を受診する機会のない者

エ 対応者

委託先・・・一般社団法人 入間地区医師会（個別健診及び集団健診）

オ 内容

問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診を実施する。なお、喀痰細胞診は、問診の結果、医師が必要と認める者に対して行う。

カ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	受診者数	受診率 (%)	異常なし	その他の 疾患	要精検
26	12,346	21.49	9,348	2,670	328
27	12,875	22.41	9,626	2,912	337

キ 事業の経過

結核検診として保健センター・各地区で実施されていましたが、平成4年度から肺がん・結核検診として実施しました。

ク まとめ

受診者数は、前年度に引き続き増加しました。今後も受診者の増加を目指して、継続した周知を図る必要があると考えます。

(5) 大腸がん検診

ア 目的

大腸がんは近年増加し、がんの部位別罹患率では1位となり死亡率でも上位を占める。大腸がんは早期に発見すれば治癒し、死亡率を減少させることが可能であるため、大腸がんを早期に発見することによって、大腸がんの予防を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第1項第6号、健康増進事業実施要領、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針、がん検診推進事業実施要綱

ウ 対象

30歳以上の市民であって、職場等において検診を受診する機会のない者

エ 対応者

委託先・・・一般社団法人 入間地区医師会（個別健診及び集団健診）



オ 内容

問診、便潜血検査

カ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	受診者数	受診率 (%)	異常なし	要再検	要精検
26	8,471	17.54	7,558	378	535
27	9,451	19.36	8,330	484	637

キ 事業の経過

平成3年度から直接検査所への郵送提出方式で検診を開始しました。

平成4年度から保健センター、各支所・出張所にて検体を回収する方式へ変更しました。

平成15年度の健康福祉センター開設に伴い、センター若しくは市内指定医療機関に提出する方式に変更しました。

平成23年度から従来の女性特有のがん検診推進事業に大腸がんが追加されがん検診推進事業として、国の補助制度により40歳・45歳・50歳・55歳・60歳の者に大腸がん検診無料クーポン券及び手帳を送付、受診を促進しました。

ク まとめ

受診者数は、前年度に引き続き増加しました。がん予防への意識の高まりと、検診の周知の効果がうかがえます。今後も継続した周知を図る必要があると考えます。

## 5 受診率向上対策事業

### (1) 受診率向上対策事業

ア 目的

「健康いるま21計画」に基づいた取り組みの一環として、生活習慣病やメタボリックシンドローム、がんに関する正しい情報を提供し、各健（検）診についての意義・必要性の普及啓発を行うことにより、各健（検）診の受診率を向上させることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康いるま21計画

ウ 対象

健康福祉課が主管する各健（検）診の対象者

エ 対応者

保健師

オ 内容

広報及び、各種団体等への講演により、各健（検）診に関する情報提供及び各健（検）診についての意義・必要性の啓発を行うとともに、その関係者への普及啓発活動を依頼する。

カ 実績

単位：人

区分 年度	派遣先	参加 人数	計
26	家庭教育学級	65	714
	健康アップキャンペーン	154	
	民生児童委員役員会	19	
	西武中学校PTA家庭教育学級	7	
	金子母子愛育 地区健康セミナー	47	
	藤沢小学校PTA家庭教育学級	23	
	向原中学校PTA家庭教育学級	15	
	金子母子愛育 地区健康セミナー	58	
	藤沢東小学校PTA家庭教育学級	54	
	金子小学校PTA成人教育部	35	
	健康アップキャンペーン	153	
	豊岡中学校家庭教育学級	16	
	藤沢南小学校PTA家庭教育学級	15	
	藤沢北小学校文化部人権学習	20	
	西武小学校成人教育部	20	
	健康福祉センター施設見学者	13	

27	健診キャンペーン	188	632
	介護予防事業	53	
	民生・児童委員協議会定例会	20	
	西武中学校PTA	11	
	豊岡小学校学年委員	13	
	介護予防事業	15	
	藤沢東小学校PTA	27	
	扇小学校PTA	16	
	武蔵中学校PTA	13	
	黒須小学校PTA	25	
	わいわい探健クラブ	20	
	介護予防事業	20	
	健診キャンペーン	99	
	狭山小学校PTA	20	
	金子小・中学校PTA	28	
	新久小学校PTA	14	
	西武小学校PTA	16	
	豊岡小学校PTA	18	
	仏子小学校PTA	16	

#### キ 事業の経過

平成20年度には、小学校・中学校保護者へ受診勧奨のちらしを配布しました。平成21年度より、小学校・中学校PTAや関係団体向けに受診勧奨の講座を行っております。

#### ク まとめ

受診率の低い年代に対し、健（検）診の重要性の普及啓発、受診勧奨のよい機会と考えます。また、内容もメタボリックシンドロームや生活習慣に関すること、乳がん・子宮がんに関することなど幅広いものとし、あらゆる機会を捉えて健（検）診が、市民の主体的な健康づくりのきっかけとなるような取り組みを続けていきます。また、入間市成人式で新成人を対象に、ポスター掲示及びちらし配布を行い、平成19年度から子宮頸がん検診の普及啓発、平成25年度からは健（検）診の重要性の普及啓発をしています。

## 6 健康指導事業

### (1) 市民健康診断後保健指導

#### ア 目的

市民健康診断受診者のうち、メタボリックシンドロームの危険性が高い者に対し、健康状態に応じて保健指導を実施し、参加者の健康管理に寄与することを目的とする。

#### イ 根拠・関連法令

健康増進法第17条

#### ウ 対象

市民健康診断の結果及び質問票から、内臓脂肪蓄積のリスク及び追加リスクがある者

※特定保健指導対象者の選定・階層化基準に準ずる。但し、服薬の有無は問わない

#### エ 対応者

保健師

#### オ 内容

保健師による情報提供、相談及び保健指導

#### カ 実績

単位：人

年度 \ 区分	面接	電話	郵送	計
26	13	3	12	28
27	9	4	8	21

#### キ 事業の経過

平成20年度から、特定健康診査の開始に伴い保健指導の利用機会のない40歳未満の市民健康診断受診後の市民を対象に市民健康診断後保健指導を開始しました。

#### ク まとめ

健診結果の理解と生活習慣の見直しに重点を置いた保健指導を行うため、面接や電話などにより、健診結果返却時に保健指導を実施しました。対象者自体が少ない事業ですが、生活習慣病予防は若いうちからの取り組みが重要なため、必要な方に確実な指導ができるよう、今後も実施方法等を検討していきます。

### (2) 骨粗しょう症検診事後指導

#### ア 目的

骨粗しょう症検診受診者に、検診結果に基づいた生活指導を実施することにより、健康管理に寄与し、ひいては骨折を契機として発生する要介護者の発生を防止することを目的とする。

#### イ 根拠・関連法令

健康増進法第17条

ウ 対象

骨粗しょう症検診を受診した者

エ 対応者

保健師、管理栄養士

オ 内容

(ア) 受診者全員に対して、結果の見方を説明する。

(イ) 問診により生活習慣改善の必要性を認められた方に対して生活指導を実施する。

(ウ) 要精検者、問診により脆弱性骨折が疑われる方及びその他必要な方に対して医療機関への受診勧奨を実施する。

カ 実績

単位：人

年度	区分	参加者数
26		494
27		363

※骨粗しょう症検診受診者全員に事後指導を実施しています。

キ 事業の経過

平成18年度から、骨粗しょう症検診及び事後指導を実施しています。

ク まとめ

骨粗しょう症検診終了後、引き続き事後指導を実施することにより、受診者の意識が高い段階で検診結果に基づいた生活指導を実施することができました。個別に対応をしているため、それぞれの検診結果や生活習慣に合わせた指導を行っています。

今後も骨粗しょう症の早期予防の効果を訴え、検診の周知を図っていきたいと思います。

### (3) 乳がん保健指導

ア 目的

乳がんに関する保健師指導を行うことにより、乳がんの予防及び早期発見・早期治療につなげることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針

ウ 対象

入間市民で、入間市が実施する乳がん検診申込者及び入間市健康福祉センターで実施した人間ドック婦人科オプション検査を受診した者

エ 対応者

保健師

オ 内容

- (ア) 乳がんについての講義
- (イ) 乳がん自己検診法の実技指導

カ 実績 単位：人

年度 \ 区分	参加者数
26	1,134
27	1,197

キ 事業の経過

平成20年度から実施しています。

ク まとめ

乳がんの患者数の増加や参加者の反応から、ニーズの高さがうかがえます。定期的に自己検診を実施することで、乳がんに対する意識を高め、早期発見につなげることができると思います。今後は受診者全員に乳がん自己検診の周知ができるよう情報提供に努めます。

**(4) がん検診精密検査受診勧奨通知**

ア 目的

がん検診の結果に基づき、精密検査の受診勧奨通知を送付し、精密検査未受診者を受診に導くことにより、適切な医療につなげることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針

ウ 対象

入間市が実施するがん検診を受診し、要精密検査と判断された者のうち、一定期間、精密検査結果連絡票により精密検査の受診が把握できない者。

エ 対応者

健康福祉課職員

オ 内容

対象者を抽出し、精密検査受診勧奨通知を送付する。

カ 実績 単位：人

年度 \ 区分	肺がん・結核検診	胃がん検診	大腸がん検診	乳がん検診	子宮頸がん検診
26	118	105	255	97	53
27	97	75	298	95	64

キ 事業の経過

平成20年度から実施しています。

ク まとめ

精密検査未受診者を受診勧奨通知により精密検査受診に導くことにより、適切な医療につなげることに効果がありました。今後も、精密検査未受診者に対する精密検査受診促進のための取り組みが必要と思われます。

(5) ウイルス性肝炎陽性者フォローアップ事業

ア 目的

入間市が実施する肝炎ウイルス検診受検後のウイルス性肝炎陽性者を早期に治療に繋げ、重症化予防を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第19条の2

ウ 対象

入間市が実施する肝炎ウイルス検診によるB型肝炎ウイルス検査において「陽性」と判定された者又はC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者のうち、フォローアップ事業への参加に同意した者

エ 対応者

健康福祉課職員

オ 内容

同意書により本人の同意を得たうえで、調査票を送付する等により、医療機関の受診状況や診療状況を確認する。

初回精密検査未受診の場合には、電話等で精密検査受診を勧奨する。

カ 実績

単位：人

年度	区分	実施者数
26		5
27		4

キ 事業の経過

平成20年度から肝炎ウイルス検診精密検査受診状況確認事業として実施しました。平成27年度から埼玉県が埼玉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業を実施することに伴い、ウイルス性肝炎陽性者フォローアップ事業として開始しました。

ク まとめ

フォローアップ事業への参加に同意された方は1名のみでしたが、精密検査受診状況を個別に確認することにより、精密検査受診のない方に医療機関への受診勧奨を行い、適切な医療につなげることができました。